

## 令和2年 天草市農業委員会第8回総会議事録

令和2年8月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
12番	井島安一 君	13番	野中幸廣 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

11番 山並 彰一郎 君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本 隆二	係 長	荒木 賢司
係 長	松本 馨	書 記	山川 裕輔
書 記	井上 拓海	書 記	浦川 優也

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第44号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第5	議第45号	非農地通知書交付申請について 報告事項について

閉会

開 議 14時00分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和2年天草市農業委員会第8回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。7月の梅雨の影響で、河浦・牛深で被害がでております。18・19日に災害に伴う農地への流入土砂の撤去に関する説明会があり、国や県の災害の助成を受けられなかった人は、本市の事業で田畑に入った土砂の除外を受けられるという説明がありました。この事業は、耕作放棄地化の防止及び農業者の経営継続を図るための支援となっています。コロナの二次被害が拡大しており、気温も上がっているため、体には十分気を付けるようによろしくお願い致します。本日は全体で164件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、11番山並彰一郎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番野中委員、2番中川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は熊本市東区の個人で、楠浦町の畑310㎡を転用し宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北東へ約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未滿の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、駐車場3台、通路、転用スペースとして整備し利用する計画です。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に建築されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をよろしくお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 2番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑339㎡を農家住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の自宅が農地まで遠く不便なため、農家住宅1棟、駐車場5台、農機具置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(中村三千人君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、今釜町の畑833.08㎡を売買により取得して共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市

計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅として需要が見込まれるため、共同住宅1棟、駐車場13台、駐輪場、通路として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は新和町の個人で、亀場町の畑262㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川保育園から南へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田

100㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したニュー天草病院から南西へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は北浜町の個人で、志柿町の田305㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡ひまわり保育園から西へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する店舗の駐車スペースが不足しているため、駐車場10台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 5番について説明します。転用者は亀場町の個人で、楠浦町の田272㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の畑30㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した東向寺から南西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、駐車場2台として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 7番について説明します。転用者は今釜新町の個人で、本町の畑262.82㎡に使用貸借権を設定して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約0.1km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は球磨郡多良木町の個人で、有明町の田2248㎡を売買により取得して事務所兼店舗へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から南東へ約3.0km、青色で着色した天草オレンジラインの北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、事務所兼店舗を建築し、事業を行うため、事務所1棟、駐車場12台、展望所、イベントスペースとして整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照

らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

---

○議長（本田実君） 日程第4、議第44号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第44号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の5ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が138件、再設定が8件、転貸が0件、合計147件で、筆数323筆、総面積が431,629㎡となっております。今回、利用権設定の件数が増加した理由としましては、新型コロナウイルスで影響を受けた野菜や花き・果樹・茶などの高収益作物の次期作を支援するための交付金が創設されております。この交付金の申請要件として、利用権設定を行うことが要件となっていることから、これまでヤミ小作で契約をされていた農地について、今回正式に利用権設定を結ばれたことで申請件数が増加しております。なお、5ページの所有権移転の計画につきましては、五和町御領の個人が熊本県農業公社より佐伊津町の畑18,357㎡を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の4ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第45号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の88・89ページをご覧ください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が3件、牛深地域が1件、有明地域が1件、倉岳地域が1件、河浦地域が1

件、合計7件。筆数は全体で21筆、面積は13,245㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の5ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から14番の地図です。黄色で着色した天草広域連合から北西へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。資料③の8ページ「第4その他」の「2」をご覧ください。「農業委員会は対象農地が農地法第4条、第5条の規定に違反する場合は『農地』に該当するか否かの判断を行わない。この場合、農業委員会は違反転用是正のための指導を行うものとする」とあります。要するに転用を行ってある農地については非農地かどうかの判断を行わず、指導する。ということです。さらに、本申請は、筆界が確定していれば、非農地となるところもあるかと思われませんが、筆界未定のところは、場所の特定ができないことから、筆界未定の農地の全てを今述べたことを踏まえてご審議いただければと思います。次が15番の地図です。黄色で着色した牛深高校から南東へ約1.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が16番の地図です。黄色で着色した有明支所から南東へ約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が17番から20番の地図です。黄色で着色したあまくさ農協倉岳支所から北へ約0.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が21番の地図です。黄色で着色した天草市役所河浦支所富津出張所から北へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から9番・12番・14番については、転用行為が見受けられるため、判断を行わず、10番・11番・13番については非農地として認定することに意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、1番から9番・12番・14番については、判断を行わず、10番・11番・13番については非農地として認定いたします。

○議長（本田実君） 15番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 16 番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 17 番から 20 番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 21 番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 
- 議長（本田実君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。
- 事務局（山川裕輔君） 資料②の 90 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係の許可不要転用届は 1 件。農業用倉庫として利用したいというものでした。第 5 条関係の許可不要転用届はありませんでした。以上です。
- 
- 議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 2 年天草市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。
- 

16 時 00 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 本田 実

署名委員 中川 徹

署名委員 野中 幸廣